

入札監視委員会条例の改正概要

【改正理由】 本市の入札及び契約手続きの適正化を図るため

資料1

【現行所掌事務等】

（所掌事務）

市が発注した建設工事に関し

- ①入札・契約手続の運用状況等の報告を受ける。
- ②抽出した工事について審議を行う。
- ③その他入札・契約手続きについて審議を行う。

（第2条関係）

（意見の具申）

市が発注した建設工事における入札・契約手続きにおいて改善すべき点等意見の具申を行う。

（第7条関係）

【機能強化】

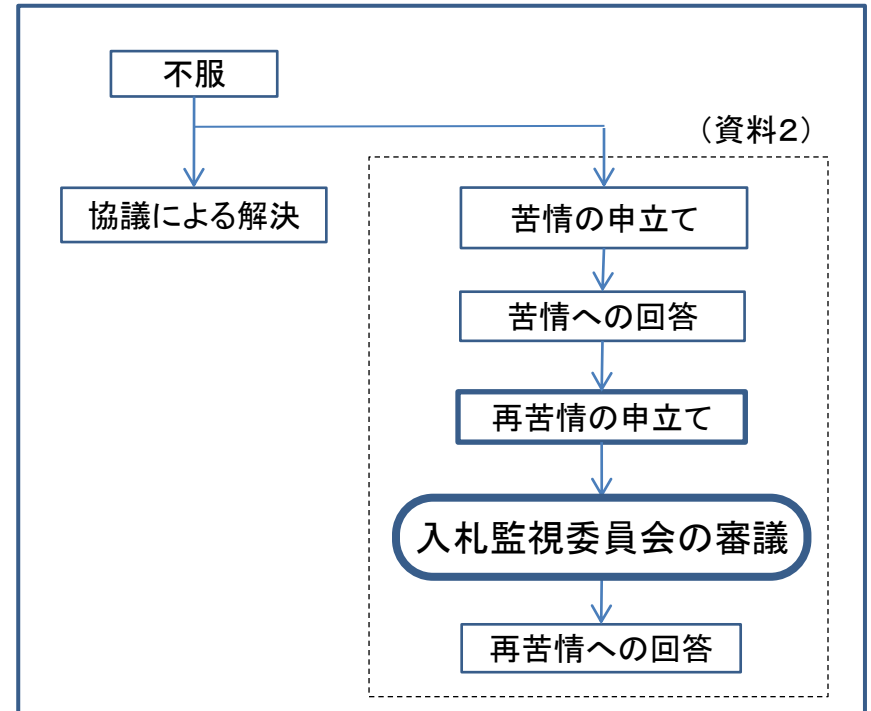
再苦情の申立てについての審議を追加

（改正案第2条第3号）

入札契約の手続きの改善に関する審議等の範囲を拡大

（改正案第2条第4号、第7条）

（入札契約手続きの苦情処理手続の流れ）



建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理及び再苦情を中立・公正に処理する仕組み(参考)

資料2

	対象	苦情の申立てができる者	説明を求めることができる内容	一次苦情申立て	一次苦情申立てへの回答	再苦情申立て	入札監視委員会への審議	再苦情申立てへの回答
建設工事 (予定価格250万円以下を除く)	一般競争	競争参加資格の確認の申請をした者のうち、市長から当該競争参加資格がないと認められた者	競争参加資格がないと認められた理由	通知受理の翌日から5日以内	苦情申立書受理の翌日から5日以内	回答書受理の翌日から7日以内	速やかに	委員会の審議の報告を受けた翌日から7日以内
	指名競争	当該入札と同一の種別に登録がある有資格者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかった者	指名されなかった理由	落札者決定の公表の翌日から5日以内				
	総合評価落札方式	総合評価落札方式により落札者を決定する場合において、落札者とならなかった者	落札者としなかった理由	落札者決定の公表の翌日から5日以内				
	随意契約	当該契約と同一の種別に登録がある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった者	選定されなかった理由	契約の相手方公表の翌日から5日以内				

(休日を含まない。)